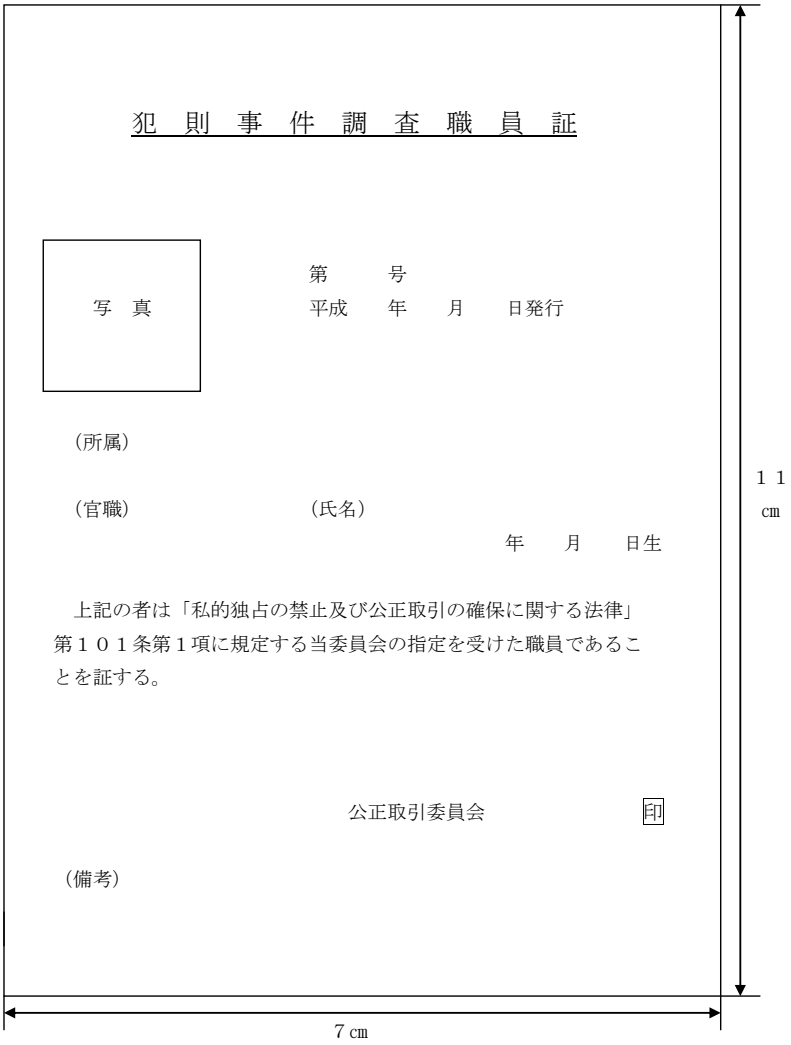
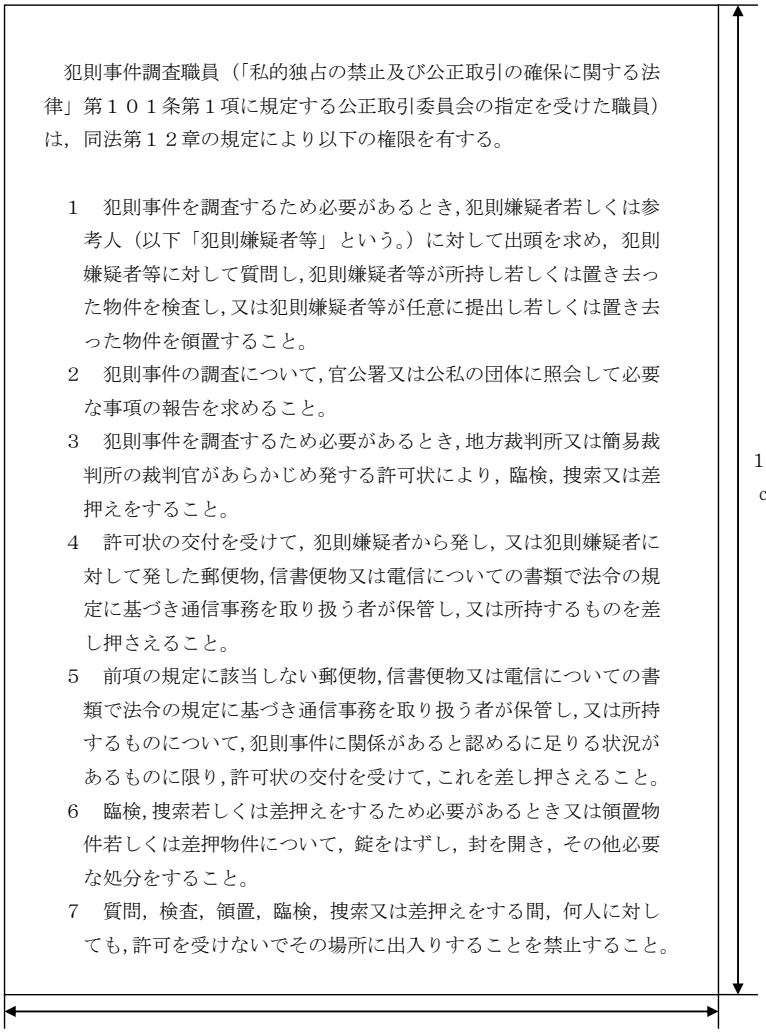
様式

（第１葉）


犯　則　事　件　調　査　職　員　証
写　真
第　　号
平成　　年　　月　　日発行
（所属）
（官職）
（氏名）
年　　月　　日生
上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第１０１条第１項に規定する当委員会の指定を受けた職員であることを証する。
公正取引委員会
印
（備考）
１１
cm
７cm

（第２葉）


犯則事件調査職員（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第１０１条第１項に規定する公正取引委員会の指定を受けた職員）は，同法第１２章の規定により以下の権限を有する。
1　犯則事件を調査するため必要があるとき，犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め，犯則嫌疑者等に対して質問し，犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し，又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去った物件を領置すること。
2　犯則事件の調査について，官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
3　犯則事件を調査するため必要があるとき，地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により，臨検，捜索又は差押えをすること。
4　許可状の交付を受けて，犯則嫌疑者から発し，又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物，信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し，又は所持するものを差し押さえること。
5　前項の規定に該当しない郵便物，信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し，又は所持するものについて，犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り，許可状の交付を受けて，これを差し押さえること。
6　臨検，捜索若しくは差押えをするため必要があるとき又は領置物件若しくは差押物件について，錠をはずし，封を開き，その他必要な処分をすること。
7　質問，検査，領置，臨検，捜索又は差押えをする間，何人に対しても，許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止すること。
１１cm
７cm